

県教育庁における負担感軽減に向けた取り組みについて

平成22年9月10日
熊本県教育政策課

1 特命プロジェクトチームについて

教育庁内の横断的かつ喫緊の課題に対応するため、教育政策課内に特命プロジェクトチーム（以下「特命PT」という。）を設置。チームは教育庁横断的に編成（7人）。教職員等の負担感軽減、不祥事防止、研修見直しなど、人材育成のための施策を推進する。

なお、この取り組みは、教育庁全庁を上げての取り組みであり、学校現場と一体となって取り組む。

2 負担感軽減に向けた取り組み

「熊本県教育委員会における学校現場の負担軽減に向けた実行計画（H20.12策定）」の着実な実行を確保しながら、更により実効ある施策を検討・実施することにより、教職員の負担感を軽減し、もって教職員一人一人のゆとりを生み出す。ひいては、本県における「夢のある教育」の実現を図る。

なお、現時点での取り組みについては、以下のとおり。

（1）学校現場の実態把握

- ① 学校現場における教師の教育活動観察（1週間張りつき）
熊本市内の大規模小学校と大規模中学校において、実際の教職員の1日の仕事を1週間張り付いて観察。
- ② 「教職員等の負担感軽減に関するアンケート」実施
県下の全公立学校教職員（16,310人）を対象に、負担感軽減に関するアンケートを実施。
- ③ 学校現場における教職員の負担感軽減に関する意見聴取（県下全域）
学校現場における負担感の状況を現場の教職員（管理職を除く）から聴取（県下全域：小学校3校、中学校3校、県立学校3校）。

(2) 学校現場の実態

- 学校の役割や機能の肥大化
国際化の進展や社会の高度化・複雑化、インターネットや携帯電話の普及による情報化の急速な進展、更には個性の多様化など、変化の激しいこの時代において学校の役割や機能は時代とともに変化し肥大化。
- 家庭を初めとする様々な課題の顕在化
家庭における教育力や地域での支え合い機能が低下する中、子どもたちの確かな学力の育成やいじめ・不登校、DVや育児放棄など、様々な課題が顕在化。
- 教職員の業務範囲や量の拡大
保護者をはじめ県民の学校教育に対する期待や要望のますますの高まりが、教職員自身の業務範囲や量を拡大させ、多種多様な校務の分担、長時間勤務や休日出勤の常態化など、恒常的に多忙な状況を生み出す大きな原因の一つ。
- 教職員に求められる資質・能力の高度化・専門化・多様化
時代の流れとともに社会環境が大きく変わり、教職員に求められる資質・能力はより高度化・専門化・多様化。また、過剰ともいえる家庭や地域が学校に寄せる期待や要求に追われ、精神的な負担感を抱き、仕事に対するモチベーションや意欲の低下、心身の疲労をもたらしている実態もある。

(3) 改善すべき課題

- 学校における教育活動を充実するためには、この教職員の負担感をできるだけ軽減し、教員一人一人のゆとりを生み出すことが必要。そのためには、学校だけでなく保護者や地域を巻き込みそれぞれが連携しながら、多角的・総合的に取り組む必要。
- 残念ながら教職員の負担感の軽減に効く特効薬はない。できることから日々着実に改善活動を「継続的に」「反復して」実施していくことが重要。教職員の負担感の軽減に向け一歩でも前進するために、学校現場と教育庁の連携により、以下のとおり早急に取り組む。

早急に取り組むべき項目

- ◆ 事務処理等に係る改善
 - ・ 県本庁における取り組み
 - ・ 学校現場における取り組み
- ◆ 市町村立学校の校務ICT化の推進
- ◆ 適正な部活動の推進

(4) 早急に取り組むべき項目への対応 (案)

◆ 事務処理等に係る改善

ア 県本庁における取り組み

a 学校現場に発出する文書の事前協議

学校現場に発出する文書について、作業分量や様式、作業期間の適正性等を吟味・精査することにより、教職員の事務作業等における負担感を軽減する。

教育庁内については、6/1～9/30までの4か月間の試行中で、現時点で88件の事前協議を実施。うち18件について、発送先の変更や様式の見直しについて指示した。

また、知事部局内については、7/1～9/30までの3か月間の試行中で現時点で22件の事前協議を実施。うち7件について、発送先の変更や様式の見直しについて要請した。

教育庁、知事部局ともに、試行期間を平成23年3月末まで延長し、引き続き実施する。

b 文書発出時の手続等の簡素化

知事部局等、教育庁以外の所属も含めて、学校現場へ発出する文書及び学校現場から発出される文書について、発出先への直接送付(教育事務所の省略)等により、事務作業等における負担を軽減する。

c 教育庁各課・出先機関における事務事業等の見直し

上記aの事前協議と並行して、教育庁各課・出先機関において学校現場に作業を依頼する全ての事務事業等の見直しを行い、その必要性等を確認する。真に必要なもの以外は廃止を原則とし、引き続き実施する事務事業についても、学校現場が行う作業量・資料枚数の半減を目途に削減する。

《見直し例》

- 慣例化している事業効果があはつきりしない事業を廃止する。
- 調査結果を十分に活用していない諸調査・アンケートを廃止する。
また、調査結果の学校現場へのフィードバックを徹底する。
- 教職員を集める会議・研修会等を精選のうえ削減する。
- 研修時の事前・事後レポートについては、原則として研修時間内にレポート作成の時間を設定するなどの見直しを行う。
- 学校訪問や校長面接等における学校側説明資料の簡素化(既存資料の活用)など、学校側に求める資料を可能な限り廃止する。

など

d スクール・ソーシャル・ワーカー等の拡充検討

いじめ・不登校、DVや育児放棄など、ますます高度化・専門化・多様化する学校現場の問題に向き合う教職員の負担を軽減し、少しでも多く解決に導くためにSSWの各教育事務所、県立学校等への配置の拡充を検討する。

なお、各市町村の状況に応じてSSWの配置を依頼する（各市町村ごとに一人の配置への拡充など）。

e 県立学校管理職（校長）の意識改革 ～「意識カイゼン」研修～

早朝から夜遅くまで長時間にわたり学校で仕事をするのが教師として当然であり、そのことを頑張っている証として評価する管理職（校長）の意識を改革するため、民間企業経営者等（従業員数150～200人程度の企業を想定）による業務マネジメント研修等を行う。

f 県立学校組織のマネジメント力の強化

休暇の承認や出張命令など、校長が担っている校務等の諸決裁権の一部を教頭、事務長等に権限移譲することにより校長の事務負担を軽減し、校長が教職員の管理をはじめ学校経営などの学校マネジメントに、より力を注ぐことができるよう学校における事務手続の見直しを行う。

g 県立学校における教材等共有支援システムの整備

教員個人が有する能力と技術を共有し、指導力の平準化を図るとともに「授業準備」の効率化を図るために、教育庁内サーバーに教員一人ひとりがこれまでに活用してきた教材、指導ノウハウを蓄積・掲示し、若手をはじめ教員相互に活用できるシステムを構築する。

また、教科、生徒指導、部活など日常教職員が抱く疑問などに対し、ネット上で教職員相互にアドバイスを受けたり、することができるよう、「サロン」機能を構築する。

イ 学校現場における取り組み

a 負担感軽減に向けた率先活動の実施

率先して負担感軽減に取り組む学校を募り、学校現場の模範となるような負担感軽減のための取り組みを行う(手を挙げた全ての学校で実施)。取組事項は、県が示す取り組み例のほか、各校の実情に応じて自由に選定する。

なお、取り組み成果については、取りまとめて各校に紹介するとともに、優良事案については、制度化について検討を行う。

各校における率先活動例

① 負担感軽減に向けた全員プロジェクト

全教職員で各学校の状況に応じた負担感軽減策を検討し、全教職員あげて取り組む。取組事項を校内に掲示し周知徹底を図るとともに、機会あるごとに保護者や地域に発信するなど学校だけでなく保護者や地域と連携した取り組みを進める。

② 教職員の意識改革のための研修実施

早朝から夜遅くまで長時間にわたり学校で仕事をするのが教師として当然であり、そのことを頑張っている証とする考え方や、すべて一人で抱え込もうとする姿勢を変えるための研修を実施する。

③ 学校行事の見直し

定例化している学校行事を見直し、真に必要なもののみを精選することにより重点化・焦点化を図る。

④ 校内運営組織の見直し

機能していない委員会・部会、各種会議等の廃止又は統合を行い組織の簡素化を図る。

⑤ 校務処理のための事務体制の強化

直接子どもを指導する業務以外の事務処理等を事務室に集めるとともに、教諭をサポートする事務処理専門の非常勤職員(退職職員等)を導入する。

- ・ 給食費、PTA会費等集め(含 滞納者対応)などの出納関係手続
- ・ 各種名簿の作成など基礎資料の作成
- ・ アンケートや照会もの処理 など

⑥ 学年間、教科間等の連携強化

学年間、教科間の枠を越えての連携を強化することにより、学校全体で教職員一人一人をサポートする体制を整備する。学年別、教科別のノ一残業デー、ノ一部活デー等の設定も検討する。

⑦ 地域における学校支援体制の整備・充実

「学校支援地域本部事業」の活用により、保護者や地域住民等が学校を支援体制を整備・充実する。

また、教員OB、大学、企業などの専門的な知識やノウハウを持った外部人材の活用により、各学校が様々な問題を解決したり円滑な学校運営を行う。

⑧ 部活動における近隣校との連携（小・中学校連携）

部活動における指導を近隣の小・中学校が共同で行うなど、小学校と中学校が連携した指導体制をつくる。

また、少人数部活動の統合・廃止を行うなど、専門外・特技種目以外の部活動への対応を減らす。

⑨ 専門的課題に対する支援体制の整備

保護者からの過剰な要求、不登校、DVなど喫緊の課題に対応する教職員に対する、教頭又は主幹教諭によるサポート体制を強化する。教頭・主幹教諭は、早い段階から担当教職員とともに課題案件に関わり、SSWとの連携により解決に導く。特に地域や関係行政機関との諸調整・連携を必要とする場合は、教頭又は主幹教諭が中心となって調整する。

など

◆ **市町村立学校の校務ICT化の推進**

ア 全市町村立学校向け校務支援システム「ゆうnet」のプログラム開発・無償提供

県立学校への校務支援システム導入により、学校現場における事務負担等の軽減が図られた実績を鑑み、開発済みの県立学校向け校務支援システムの一部である「ゆうnet」を改編し、市町村立小中学校向けの「ゆうnet」を開発。熊本市を含む全市町村に無償提供し、県内市町村立学校の校務ICT化の基盤作りを推進する。

なお、全市町村立小中学校への普及を図るために、いくつかの学校においてモデル的にグループウェアを導入・稼働しPRする。日本IBMと益城町との教育クラウドによる共同実験を今年度から実施する予定。

イ 教員一人に一台の校務用PCの整備推進

上記アとあわせて、小・中学校教職員に対する校務用PCの整備（一人一台）を全市町村教育委員会に要請する。

ウ メールアドレスの付与（小・中学校）

前記アとあわせて、小・中学校教職員全員に異動後もアドレス変更が必要ない全県下共通のメールアドレスを付与する。

◆ 適正な部活動の推進

ア 「運動部活動の指針（H19.2通知）」の徹底

児童生徒の発育発達に応じた適切な活動量や学校・家庭・地域生活のバランスを考慮し、「運動部活動の指針」（以下「指針」という。）を徹底する。

特に小・中学校は、児童生徒の心身の健全育成を図るうえで重要な時期であるので、各市町村教育委員会に強く働きかけ、指針の順守を徹底する。

また、競技団体等の大会主催者に対し、県教育委員会が行っている指針の順守の取り組みについて、周知する。

イ 週休日における部活動対応日の週休振替の繰り延べ

小・中・高体連、高文連等主催の指定大会への出場のため、週休日において部活動対応した場合の週休振替を繰り延べし、直後の長期休暇中にまとめて取得できるよう制度を改正する。

ウ 外部指導者の導入促進

運動部活動における指導者不足や教職員の負担感軽減（特に専門外、得意種目以外への対応に伴う負担感）を図るため、体育保健課所管の「小学校運動部活動サポート事業」、「中学校、高等学校における部活動への外部指導者派遣事業」を充実し、運動部活指導者の指導力向上を図るとともに、地域住民や退職教員等の人材活用を進める。